

高知県農業経営改善促進資金要綱一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)	現 行 (旧)
第 1 ～ 3 略 第 4 資金の内容 本資金の貸付対象者等は、次のとおりとする。 1 貸付対象者 本資金の貸付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす農業者とする。 (1) ～ (5) 略 (6) 県税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。 第 4 の 2 ～ 7 略 第 5 ～ 11 略 附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。</u>	第 1 ～ 3 略 第 4 資金の内容 本資金の貸付対象者等は、次のとおりとする。 1 貸付対象者 本資金の貸付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす農業者とする。 (1) ～ (5) 略 (6) 県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。 第 4 の 2 ～ 7 略 第 5 ～ 11 略 附 則 略 <u>(新設)</u>

別紙（要綱第 4 の 1 関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県農業経営改善促進資金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること、関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有及び照会の結果について関係機関に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

住所・所在地

氏名

(新設)